平成26年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	平成26年5月21日(水) 午後3時00分~5時10分
2	開催場所	小平市健康センター4階 視聴覚室
3	出席委員名 (敬称略)	小澤尚、加藤希、金子惠一、木村源一、黒澤桃枝、佐藤正孝、篠原法子、 清水太郎、高橋真奈美、棚井俊雄、中島千恵、野﨑紘一、馬場孝道、 山路憲夫
4	配布資料	(1) 小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画 (平成 24 年度~26 年度) (2) 小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画 概要版 (3) 小平市高齢者生活状況アンケート ・介護保険サービス利用状況アンケート 報告書(平成 26 年 3 月) (4) 介護保険ペルり帳(介護保険パンフレット) (5) 地域包括支援センター パンフレット (6) 平成 26 年度 第 1回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 (7) 資料 1-1 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて (8) 資料 1-2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成 24 年度~26 年度)の概要 (9) 資料 1-3 地域包括支援センター運営協議会の設置について (10) 資料 1-4 地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置について (11) 資料 2 地域包括支援センター活動実績 (13) 資料 2-2 地域包括支援センター活動実績 (13) 資料 2-2 加紙包括支援センターの活動と実績について (14) 資料 3 地域密着型サービス事業所の指定更新について (14) 資料 3 地域密着型サービスの整備状況について (15) 資料 3 参考資料 地域密着型サービスの整備状況について (16) 資料 4-1 地域包括ケアシステムについて (17) 資料 4-2 小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画 骨子(案) (18) 資料 4-3 小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画 第 1 章(案) (18) 資料 4-3 参考資料 介護保険制度の改正案について (20) 資料 5 平成 25 年度地域ケア会議の概要報告 (21) 資料 6 平成 25 年度地域ケア会議の概要報告 (22) 委員名簿 (23) 協議会運営事項 (24) 事前質問への回答 (25) 平成 26 年度 介護保険運営協議会 開催日程(予定)
5	傍聴人数	4名
J	177 110 7 5 95	***H

		1 開会
		2 依頼状交付
		3 副市長挨拶
		4 委員自己紹介
		5 事務局紹介
		6 会長及び副会長の互選について
		7 配付資料の確認
		8 説明事項
		(1)協議会運営事項の説明
		(2) 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて
		(資料1-1~1-4)
6	次 第	9 報告事項
		(1) 平成 25 年度地域包括支援センターの活動報告
		(資料2、2-2 別紙)
		(2)平成25年度介護予防事業の概要報告(資料5)
		(3) 平成25年度地域ケア会議の概要報告(資料6)
		(4) 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況アンケート
		結果の概要について (アンケート報告書)
		10 協議・検討事項
		(1)地域密着型サービス事業所の指定等について(資料3)
		(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
		(資料4-1~4-3)
		11 閉会

- 1 開会
- 2 依頼状交付
- 3 副市長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長及び副会長の互選について

互選により、会長に山路委員、副会長に小澤委員が選出された。

- 7 配布資料の確認
- 8 説明事項
 - (1) 協議会運営事項の説明

事務局より、傍聴者の入場、議事要録作成のための録音、議事要録の公開について説明 し、承認された。

(2) 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて

[質疑応答]

- 委員:介護予防見守りボランティア事業の介護予防は、今ある介護保険の介護予防と同一の ものなのか。
- 事務局:介護予防見守りボランティア事業は、日常の外出からさりげない見守りを行い、介護 予防の推進と見守りをあわせ持った事業となっている。介護保険サービスではなく、 地域支援事業の一環として行っている。
- 会 長:介護予防は3段階に分けて考えると分かりやすい。介護保険による介護予防は、要介護等認定を受けている方を対象に、自立支援をはかってもらうことを目的としている。 その他に、要介護等認定を受ける一歩手前の第二次予防者を対象にした二次予防事業と、元気な高齢者も含めた一次予防事業がある。介護予防見守りボランティア事業は全ての高齢者を対象にした介護予防事業と捉えてもよいのではないか。
- 委員:権利擁護について、成年後見制度の問題として弁護士の不正な財産管理等新聞記事にあった。そういう事例があるとせっかくの権利がないがしろにされてしまう。また、介護保険の不正請求など介護保険制度が適正に運営されていない事例がある。問題が起きる前に問題が発生しないような対策を考える必要がある。また、そういったことを議論しないということは大きな問題だと思う。

9 報告事項

(1) 平成 25 年度地域包括支援センターの活動報告

[質疑応答]

- 委員:高齢者の権利擁護について、権利を擁護する成年後見人とはどういった方なのか、弁護士等、具体的に市民が分かるようにする必要があるのではないか。どういった活動をしているのか、地域包括支援センターにいるのか等、現状としてどうなっているのか分からないため説明してほしい。
- 事務局:小平市では、社会福祉協議会の『権利擁護センターこだいら』が市の委託を受けて活動をおこなっており、社会福祉士等の資格を持った方が相談に応じている。地域包括センターでは高齢者の総合相談を受け付けており、成年後見制度等の相談については権利擁護センターに繋いでいる。地域包括支援センターに弁護士がいるわけではない。担当する弁護士や成年後見人の氏名は公表していない。権利擁護センターでは社会福祉士の資格を持ったものが相談に応じているがその他に、弁護士、社会福祉士等により構成された運営委員会を設置しており、困難ケース等は委員会で事例検証等をしながら対応を決めている。成年後見人が選任された後についても、権利擁護センターによる相談や監督・指導を行っている。
- 委員:市民のアンケートを見ても市民としては何処に相談したらよいのか分からない。これは地域包括支援センターの宣伝不足であり、信頼を得て相談に来てもらうようにしなくてはならない。また、個人情報の取り扱いなどセキュリティはどうなっているのか。そういった点も踏まえて、きちんとPRしてほしい。
- 委員:社会福祉協議会では小平市全般の福祉について、市民と一緒に地域の問題として解決していこうと活動している。福祉のことは何でもまずは社会福祉協議会に連絡いただければ、社会福祉士の資格を持った職員が担当しており、適切なところに繋ぐ等いろいろなことができる。
- 事 務 局:個人情報等セキュリティについては、法律に則って対応しており、さらなる質の向上 をはかるため研修等を行っている。

(2) 平成 25 年度介護予防事業の概要報告

[質疑応答]

- 委 員:介護予防事業の講座等についての周知はどうなっているのか。また費用はいくらぐら いかかるのか。
- 事 務 局:二次予防事業対象者把握事業では、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方にアンケートを実施した。通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、二次予防事業対象者に参加勧奨を行って事業を行っている。一次予防事業については市報で公募をして事業の実施をしている。二次予防事業修了者用の介護予防講座については、各地域包括支援センターが対象者を募りながら事業を実施している。参加者の費用負担は無料となっている。
- 委員:それでは財源はどうなっているのか。
- 事 務 局:介護保険制度では保険給付費の3%を予算上地域支援事業の財源に割り当てており、 これが地域包括支援センターの運営費や介護予防事業の事業費となっている。
- 委員:基本チェックリストによる生活機能評価の効果について、どう評価しているのか。特に要支援認定ギリギリの方に対してどのような対応を行っているのか。対応の仕方について見直しが必要なのではないか。
- 事 務 局:年齢と共に要支援や要介護の認定に近づくリスクが高まってくる。要支援・要介護認

定者以外の二次予防事業対象者の介護予防の実践は急務であり、通所型の介護予防事業への参加を促すことによって、本人の介護予防に繋げてほしいと考えている。市としても、基本チェックリストにより一人ひとりの状況を把握し、そこからいろいろな事業に繋げるという点で、まだ課題があると感じている。

(3) 平成 25 年度地域ケア会議の概要報告

[質疑応答]

- 委員: 基幹型地域ケア会議に、もっといろいろな関係者に来てもらう方がよいのではないか。 オブザーバーでもよいので、公共交通機関の関係者や学校関係者など幅広くケアにも 関係する方たちの意見を聞くようにできないか。
- 会 長:大事な問題ではあるが、地域ケア会議で話し合うことが妥当かどうも含めて、事務局 に検討いただきたい。
 - (4) 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況アンケート結果の概要について質疑なし
- 10 協議・検討事項
 - (1) 地域密着型サービス事業所の指定等について 質疑なし、了承される。
 - (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について 質疑なし、了承される。
- 11 次回日程調整 平成26年7月30日(水)午後2時からの開催予定
- 12 閉会

以上